

第7回 全員協議会会議録

令和4年12月7日(水)
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告(14時15分)
- 2 協議事項
 - (1) 第6回議会運営委員会の結果報告について
 - (2) 幌延町議会個人情報保護条例(素案)について
- 3 その他
 - (1) 令和4年北留萌消防組合議会定例会について
 - (2) 令和5年度一般会計議会関係予算の要求概要について
 - (3) 原子力機構報告会について
- 4 閉会宣告(15時03分)

○出席議員(7名)

議長	8番	高橋秀之
副議長	7番	西澤裕之
議員	1番	高橋秀明
議員	2番	佐藤忠志
議員	3番	斎賀弘孝
議員	4番	植村敦
議員	5番	無量谷隆

○議会事務局出席者

事務局 長	岡田英樹
主 任	横山 薫

高橋議長

第7回全員協議会を開催します。

協議事項、まずは(1)第6回議会運営委員会の結果報告について、委員長、無量谷さんお願いします。

無量谷議員

第6回議会運営委員会で協議した令和4年度第7回幌延町議会定例会の会期日程等についてその結果報告をいたします。

1、議会日程ですが(1)招集日時は12月16日午前10時です。

(2)会期は12月16日から20日までの5日間とし、協議日は16日、19日と20日は予備日といたします。

(3)議事日程につきましては別紙のとおりであります。

(4)審議方法ですが、一般議案、補正予算とも提案理由の説明、質疑を行って討論を省略し、簡易表決とします。

議案第1号と第2号は関連がありますので、一括議案といたします。また、議案第4号から、第8号については関連がありますので、一括議案といたします。

(5)一般質問の通告期限につきましては、12月9日金曜日の午後2時までとします。期限厳守をお願いいたします。

2、その他であります。議案発送日は本日となっております。お帰りの際はお持ちになっていただきたいと思っております。

以上、委員長報告といたします。

高橋議長

運営委員会の報告は、報告ということなのでこれでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは(2)幌延町議会個人情報保護条例(素案)について、事務局から説明願います。

岡田事務局長。

幌延町議会個人情報保護条例の制定について御説明いたします。

初めに、全国町村議会議長会で作成した新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についてという資料をもとに御説明いたします。

お手元に資料を配布してあるんですけども「新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について」という資料と、条例の素案を配布しております。

まず、個人情報保護の対応についてということで資料を一枚めくっていただきまして、これまで個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等に各団体ごとに規定されてきました。

令和3年5月の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立によりまして「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまで団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が一本化されることになりました。令和5年4月からは新個人

情報保護法の規律が全国共通ルールとして地方公共団体に適用されることとなります。

続きまして3ページを御覧いただきたいんですけども、新保護法を一部抜粋したもののんですけども、新保護法の一番上です、新個人情報保護法第2条第1項第2号において、地方公共団体の機関、かつこ議会を除くとなっておりますが、次章第3章及び第69条第2項第3号を除き以下同じとなっております。

このただし書きの部分なんですけれども、下の枠で囲ってあるところなんですけれども、第5条、第12条、第69条の地方公共団体の機関はというところで、この条例については議会も含まれることになっております。

新保護法の5条及び69条なんですけれども、ここでは地方公共団体の議会も個人情報の適正な取り扱いや利用の制限が求められておりますけれども、この新しい法律では具体的な取り扱いまでは定められておりません。

町部局については新しい新個人情報保護法の中に取扱いが定められているんですけども、議会というのは新しい法律の中の取扱いからは除かれておりますので、議会の個人情報取扱いは、それぞれの議会で定める必要があります。

4ページを御開き願います。

次に議会に関する個人情報保護なんですけれども、幌延町議会については、現在は町の個人情報保護条例で規定されております。

次に6ページになります。

つぎに議会に関する個人情報保護なんですけれども、条例作成の基本的考え方ですが、新たな保護法において、右側が新個人情報保護法なんですけれども、左側が例として幌延町議会で制定しようとしている個人情報保護法条例になりますけれども、右側の新個人情報保護法でいきますと第5章で行政機関等の義務等というところがあるんですけども、今回、議会で制定する条例は、町執行部側と差異が生じることを避けるため、この第5章に沿った形で新しい左側の条例というものを作成しております。

規定内容なんですけれども、第1章の総則では、目的、定義、議会の責務について定められております。

別紙の幌延町議会の個人情報保護に関する条例案というのを御覧いただきたいんですけども、ここで第1章の総則で目的、定義、議会の責務を定めております。第2条の定義にあります個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、主に氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとしています。

同じく定義にあります個人保護情報とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものが個人保有情報となります。なお、議長を含む議員が職務上作成し、又は取得した個人情報については、保有個人情報からは除外となります。

次に第2章なんですけれども第4条からですね1枚めくっていただいで4条個人の保有の制限とあるんですけども、個人情報については利用目的をできる限り特定して、必要範囲を超えて個人情報を保有しないことや、個人情報収集にあたって、利用目的の明示をすることのほか、不正に情報取得の禁止や漏洩防止などを定めております。

次に第3章の第17条からですけれども17条第3章個人情報ファイルにつきましては、議会が保有している個人情報について個人情報ファイル簿を作成しそれらをこういうファイルを議会では作成して持っていますということを公表しなければならないこととなっております。

議会事務局で持っている個人情報で、個人情報ファイル簿に記載されるものとしては、今のところ議員経歴簿のみですけれども、また別にこの条例の他に規定を制定するんですけれども、その中で個人情報ファイル簿に記載されるものとしましては、1個のファイルあたり1,000件以上のファイルについて個人情報ファイル簿の作成をしなければいけないということに地方公共団体もなっておりますので、それに沿っていけば幌延町議会事務局で作成しなければいけない個人情報ファイルというのは今のところ一つもない状況になっています。あとデータとかですと、パソコンで開くワードだとかエクセルだとか電子データも該当になりますし、紙で保有している個人情報についても、個人情報が検索できるような状態で保存されているものは個人情報ファイル簿で公表することになっておりますけれども、先ほど言ったように議会では1,000件以上もあるデータというのは持っていませんので、今のところ個人情報ファイル簿として公表するものはありません。

次に第4章なんですけれども、第18条からになります。ここでは開示、訂正及び利用の停止について個人情報の開示について定められております。

開示請求できる方というのは本人か法定代理人又は本人の委任による代理人としております。

第30条になるんですけれども開示請求の手数料ですけれどもこちらについては町と合わせまして手数料自体は無料としております。但しコピー代ですとか郵送代など、交付に要する費用については実費負担をしてもらうことにしております。

保有個人情報の訂正についても定められておまして、個人情報が間違っていますというような事がありましたら請求によって訂正できるようにもなっております。

第4章3節、第38条からなんですけれどもここでは利用停止請求権というものがありまして個人情報、議会で持っているものについても利用はしないで下さいという個人の請求があれば利用を停めることも可能となっております。目的達成に必要な範囲を超えた個人情報や不正に取得した個人情報などがもしあれば、利用停止の請求をすれば利用できなくできるということになっています。

次に、第4節の44条からですけれども審査請求なんですけれども、町で策定予定の幌延町個人情報保護審査会条例、こちらが新たに幌延町で制定する予定と聞いておりますので、この45条のなかに幌延町で策定した個人情報保護の審査会条例というのが決まり次第ここに入るものとなってきます。

次に第5章47条からなんですけれども、雑則は適用除外、開示請求者への情報提供、取扱いに関する苦情処理、施行状況の公表などを定め、この条例の実施に関し必要な事項は議長が定めるとしております。

次に第6章、52条なんですけれども、第6章では罰則規定を設けておまして罰則としてまず52条ですけれども、52条では職員若しくは職員であった者、議会の委託を受けて個人

情報を取り扱う業務に従事している若しくは従事していた者などが正当な理由もなく個人情報ファイルを提供した場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしております。

第53条ですけれども、前条の者が議会保有の個人情報を不正な利益目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとしております。

第54条では、職員が職権乱用により職務以外の使用目的で個人情報が記録された文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとしております。

第55条では、前3条について、町の区域外においても罰則規定が適用されることとしております。ちなみにこの55条の部分なんですけれども、新保護法では、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。となっております。

次、第56条ですけれども、不正により開示請求を受けた者は5万円以下の過料に処することとしております。

次に、附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

なお、条例中の議長が定める事項というのがあるんですけれども議長が定める事項につきましては、幌延町議会の個人情報保護に関する条例施行規程により定めることとしております。

こちらについては用語の細かい設定ですとか、各種請求、通知の方法などを規定することとしております。

今御説明した個人情報保護条例につきましては、これは全国議長会で作成した標準の条例を基に作成しておりますし、新個人情報保護法の第5章の行政機関等の義務等に該当する部分とほぼ同じ内容となっております。こちらについては議長会の標準の条例も使っておりますし施行規定についても全国議長会で策定したのを使う予定ですので、内容的には新しい個人情報保護法に沿った形の条例で作っております。

この条例につきましては罰則規定がありますので旭川地方検察庁と事前の協議が必要となっております。これについては罰則が他の犯罪などと比較して過大すぎるとか、過少すぎるといようなことが無いように調整したり、関係法令との整合性も確認が必要だということで協議が必要となっております。この条例については全国議長会で作成した標準条例を基にしておりますので中身的には特に問題はないと思いますが、協議が終わらなければ条例が制定というのはできませんので、本日は承を得ましたら、旭川地方検察庁と協議の方移っていきたいと思っております。

協議が終わり次第、条例は3月議会で提案することとして、令和5年4月1日から施行ということで予定をしております。協議が終わりましてまた改めて3月議会の全員協議会等で報告したいと思っておりますけれども今のところ個人情報保護条例についてはこのような考えで進めていきたいと考えております。説明は以上となります。

高橋議長

なにか質問はあります。

(「ありません」の声あり)

質問がないということなので協議事項はこれで終了させていただきます。

それではその他ということで、令和4年北留萌消防組合議会定例会について。

無量谷議員

消防議会が最近、近日中は、10月12日、1泊2日で各町村の消防議員さんが札幌で研修いたしました。

研修については、防災ヘリのあります丘珠空港と、中央指令室のある、札幌市の消防指令室に行ってきました。

丘珠空港については、防災ヘリが北海道で2機あるんですけども、操縦は道警運行が共有していると。警察のヘリもすぐ隣に車庫があります。

運転手が共通してやっているというようなことで、たまたま留萌管内の優秀な消防団員が、消防ヘリに3年間勤務していたということもありまして、防災ヘリの運航状況とかを視察させていただきました。防災ヘリは、3年間で消防士が交代するとういうことで、各地区の消防から優秀な人ばかりがそこに集まって運営しているというような状況であります。

たまたまその丘珠空港に、別海等で、北海道全体で日米の共同訓練というか、オスプレイが丘珠空港にいました。丘珠空港に4機いたんですけど迫力は、近くで見たらすごいなど。それを上回るアメリカの大きいヘリも3機来ていた状況であります。

（「オスプレイですか」の声あり）

オスプレイよりまだというようなヘリコプターだね。輸送ヘリの大きいやつ。それと小さいやつは、ちょうどたまたま訓練中で、10機ぐらい一斉に並んで飛んで行ったんだよね。何分もしないうちに戻ってきたけど、隊列を組んでいて研修会になるんですけども、見る事が出来ました。

そしてあと札幌の指令室は、よくテレビ等で出てくるような壁一面にテレビ画面が出ているようなスクリーンの指令室がありました。

そういう中で札幌市だけでなく、今度は石狩、恵庭までといった広域の指令室に変わるということも聞いてきました。

地図に転々と赤ランプがついていて、救急車の出動状況とかそういうのは、すべてそこで分かるという状況であります。そういう普段見られない所を見てきましたので報告いたします。

あと、11月22日に議会がありまして、令和3年度の決算報告がありました。

幌延が該当するのは、救急車の件の部分なのかなという感じがしました。

監査については、異論はありませんという監査報告ありましたので報告いたします。

それと、追隨して気をつけなければならない部分があるんですけど、事故の補償が1件ありました。それは秋の訓練中の事故で、救急車と民間の車が接触したと。訓練中の事故なので補償しなくてはならないということで上がってきました。赤ランプつけていれば優先だろうなと思っていたんですけども、それにも補償が付いたという感じであります。火災予防の訓練中の現場で起きた事故で、金額的には小さいですけど、ちょっと未だかつてないなという感じで聞いてきました。以上です。

高橋議長

報告はこれで終わらせていただきまして、(2) 令和5年度一般会計議会関係予算要求概要について事務局から説明をお願いします。

岡田事務局長

令和5年度の議会運営費の予算要求概要のなんですけれども、御手元にA4縦の総括表をお配りしていると思うんですけれども、来年度は改選に当たるんですけれども、まず報酬については令和4年度は7名で予算計上しておりましたので、来年改選で議員定数が8名になるという前提で1,944万円で前年度より228万円増額となっております。

次に職員手当ですけれども、こちらと同じく、4年度は7名で見ていたのを、5年度は定数の8名で計算しまして、712万8千円ということで、前年度より97万9千円増額としております。

あと共済費につきまして同じく、7名から8名に増やしたことによって、605万円で、前年度より74万1千円増額となっております。

次に旅費ですけれども、令和5年度106万8千円で前年度より、16万8千円減額となっているんですけれども、こちらについては、今年度は、宗谷管内の議長会の全国議長会の全国大会に合わせて、今年はその終了後に道外視察ということで宗谷管内でそろって視察に行ったんですけれども、それは来年なくなるということでその分減額としております。

交際費については、前年と同額としております。

次に需用費につきましては、5年度は83万2千円で前年度より15万8千円増額となっております。

こちらについて改選でありますので、改選によって、必要な経費、議員バッチですとか議員必携ですとか議員手帳とかは一応人数分予算を見ております。それに伴いまして15万8千円増額となっております。

次に使用料及び賃借料なんですけれども、こちらにつきましては、会議録の文字起こしの使用料になります。こちらは前年同額の53万4千円としております。

次に負担金補助及び交付金につきましては、令和5年度35万2千円で前年度より35万円増やしておりますけれども、増額の理由としましては、まだ、確定ではないんですけれども、もし万が一来年度幌延町で、宗谷管内議員研修会が行われるとした場合に、幌延町から出す特別開催地負担金として35万円を計上したということでありまして。

こちらについてはまだ年明けの議長会で、来年度の研修をどうするかというのが、最終的に話し合われると思うんですけれども、そこでもし浜頓別が2年連続開催出来なかったのもうここで、来年度は幌延町でやってくださいとなった場合に備えて一応金額は見ています。

でも35万円の根拠というのが、特に細かい見積りとかというのはとってないんですけれども、令和元年度に実施したのが利尻富士町なんですけれども、あとは今年開催予定だった浜頓別とか、いろんなところで聞き取りしますと、大体多いところで、70万ぐらい少ないところで25万ぐらい見ているということで、その参考として利尻富士町で35万円で予算を組んだということで、それを参考にざっくりと歳入歳出の予算を、前回幌延でやったときの資料を参考に算出していただきたい総額で106万5千円ぐらい使う予定として、足りない分を町からの補助金35万ということにしています。

あとは議員会からも、定数8人なので1人1万円相当の議員会の負担金を8万円ということで予算の中には組んでおりますけれども実際には歳出でどれぐらいになるのかによって町の負担金ですとか議員会の負担金というのは減ってくる事も考えられます。

管内の研修会については、まだどうなるのから分からないんですけども、通常ですともう順番決まっていますので、今年度の開催地の研修が終われば次年度に向けて準備とかを進めなければいけないんですけども、まだ開催地がどこになるのかも決まってない状態で幌延町の議会でも協議は全然していないので、もし万が一、来年度幌延でやるとなると、恐らく通常の5月開催というのは厳しいと思いますので、8月開催ですとか秋10月11月の開催になってくるのかなあとと思いますけれども、年明け早々には決まると思うのでちょっと状況を見ながら、幌延に決まりましたらまた皆さんと御相談させていただきたいと思っております。

議会運営費の予算については見積りと額の確定してないところもあるんですけども、大ざっぱなところで、合計で3,546万4千円、前年度より434万円増額ということで、また、細かく精査しまして、査定等は基本これで査定を行いたいと思うんですけども、また額等査定して、来年の3月議会で予算計上されるんですけども、前段でまた次年度の予算については細かく説明したいと思います。5年度の予算については、以上です。

高橋議長

ということで、何か御質問あれば。

西澤議員

浜頓別が2年連続でやるはずだったのができなくなって何で幌延に来るのかっていうところを議長から説明ですね。

高橋議長

今年の1月か4月、管内の議長会が稚内でありまして、多分4月だったと思うんですけど、一応、浜頓別町さんができなかつたら1回勘弁してほしいねと浜頓別町の議長じゃなくて、そういう気持ちが強かったのが事務局ですね、何となく見ていたら。ほとんどの議長さんは、管内の議長会の会長なのでそういうことをあんまり言えない立場にいるので「幌延町さんにやってもらえれば楽なんですよね」と言ったら、ほかに来ていた議長さんも、それはもう浜頓別町さんでないですかって議長1人もいなくて、そうだなというような顔をみんなしていて、いやこれ幌延に来そうだなって感じがして「勘弁してください。」とその場では言ったんですけど、先月の18日から、管内の議長さん方と、三重に視察に行った時も晩のお酒を飲んでいる席で高橋さん今度頼むねと浜頓別町の議長さんが言ったんでこれは免れないのかなと思ったんですけど、「うちも事務局変わって担当するのはまだ経験してないんで、ちょっと本当はもう一回浜頓別町さんにやってもらえないかな」という話はしたんですけど、浜頓別町の議長さん、結構酒に酔っていたので覚えているかどうか分からないですけど、その時はほかの議長さん方もそれもあるよと言ってくれた議長さんも1人、2人はいたんですけど、これは1月19日、管内の議長会に行かないとちょっと分からない。なるべくは局長にも言われたんですけどパスさせて、1回、浜頓別町さんを見て勉強して次の年やりたいという気持ちなんで、私もなるべくならそっちに向けるように頑張って、いやもう1回浜頓別町さんでということは話します。もしか当たった場合は勘弁してください。よろしく。

岡田事務局長

昨日ですね、宗谷議長会の事務局長が別件で来まして、そのときに来年管内研修会ってどうなのでしょうかねと聞いたら、事務局長の感触では、幌延町さんになるという雰囲気じゃなか

ったでしたかと言っていたんですけれども、やり方としては、地元開催、そののやるところにお任せするという事なので、例えば、コロナの状況で、講演会だけにするとかということも可能だとは思いますがという話はしていたので、もしかしたら幌延町でやるとしたら、講演会だけにします、交流会はやりませんとなると、準備的には大分楽だなと思うので思い切って交流会なしの講習会だけで幌延町それで終わりということも考えられるのかなと思いますけれども、ほかの町の議長さん方が交流会やらないと意味がないという考えであれば交流会やらなくてはいけないんですけれども、やり方は宗谷の事務局長が言っていたんですけれども、やるそこそこによって、やり方はお任せますと言ったんで。

西澤議員

ちなみに飲食店組合の会長さん高橋秀明さんだったと思うんですけど、この仕出しの関係って、今、幌延町内どういう感じになっているのか分かりますか。

高橋議員

新年交礼会の話。葬儀の後の仕出しなんかもね、武藤さんの場合はやらない。農協さんのやっているアシストさんは豊富から来てやっている。なかなか機能してないのは現状ですね。

不明な方も、話を受けて、やれるところがあったら手を上げてくださいということで、していたんですけども。集まる機会も、こういう状況で、宴会もちょっと中止というか、地域みんな休んでいます。そういう状況です。

(「ありがとう」の声あり)

高橋議長

1月19日のときに多分話が出るのでそこに行かないと正式には多分決まらないと思います。

さっき言ったとおり、宗谷の事務局の幌延町さんという、私も甚だいやあ、うちだろうなと感じています。

ただやり方を地元任せるとということで、さっきみたくコロナがまだ流行していてそういう大きい宴会とか何かは控えるべきだなとなれば、さっき局長が言ったとおり、講演会だけやってあと夕方になるので、食事を持たせてお土産を持たせて帰ってもらうとか、そういうやり方もあると思うので、とにかく1月19日までなるべく避けるように努力しますので、すいませんけど、あとは御協力のほどよろしくお願いします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

すいません。

それでは3番目の原子力機構の報告会について、局長から。

岡田事務局長

3番目の原子力機構の報告会でなんですけれども、前回の全員協議会の中で報告会に参加して、いろいろ勉強したいという御意見が出たようで、私の方で企画に打診したところ、来年度4名で予算計上をしますということで了解得ました。

ただ担当課の予算計上なので、査定でどうなるかまだ分からないんですけれども、おそらく交付金等も使えると思うので4名で予算は通るんじゃないかなと思っています。

4名の内訳としては、議長と副議長が参加してそれにプラス議員さんが2名一緒に行く方法か、議長副議長が隔年で行って、議長、副議長のほかに3名議員さんが一緒に行って報告会議に出席するというような方法もあると思うんですけども、4年間4名で計上してもらおうということをお願いしてきましたので状況としてはそういう状況になっております。

高橋議長

という報告で、あとは査定が通れば間違いないと思うので、要求は聞いてもらったということです。

報告についてはこれで終わらせてもらっていいですね。

そのほか。

岡田事務局長

議案に載せてなかったんですけども、別紙の令和4年度予算要求、総括表12月補正という資料を、お手元に配付しているんですけども、今回12月補正で議会運営費と、後、町議会議員研修視察事業、こちらを補正で上げております。

補正の内容なのですけれども、議会運営費につきましては、こちらは職員手当なのですが、議員、議員報酬の議員期末手当ですね、これ12月の支払いをもって確定しますので、余った分を減額としております。

旅費につきましては、こちらは今まで予算計上していたもので、視察等行かなかったものを精査しまして26万9千円減額としております。

ほかの需用費もそうなのですけれども、最終的には3月にまた、予算見直しまして、精査したもので、3月補正も上げると思うのですけれども、今、12月現在では、34万円減額の補正予算となっております。

続きまして、2ページ、2枚目のです。

町議会議員研修視察事業なのですけれども、こちらについては道外視察予定したものを、これを全額補正で落としております。

それで、予算書なのですけれども、予算書は、議会には、議案のほうあると思うのですけれども、議会費の補正額としては53万1千円の増額になっているのですけれども、これについては先ほどの議会運営費の減額と、あと道外視察の減額の他に職員の給与等、こちらの増額がありまして、こちらについては令和3年度の4年度予算の計上のときには、職員が主事だったのが、4月1日から、主任に人事異動で変わっておりますので、それで給料等、金額が上がっていますので、それらで325万8千円増額となりまして、先ほどの、議会運営費と、後、道外視察の事業費の減額と差引きますと、1款の議会費の補正額は53万1千円ということになっております。4年度12月補正の説明は以上となります。

高橋議長

12月補正のほかにいいですか、何も。

(「はい」の声あり)

ほかに、ありますか。

(「16日」の声あり)

16日の議会終了後、6時から和さんです。

ということで、報告事項とさせていただきます。
あと、皆さんから何かありますか。

(一同無言)

なかったらこれで終わらせてもらってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

これで、全員協議会を終了させていただきます。
どうも御苦労さまでした。

(15時03分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

議 長 高 橋 秀 之

主 任 横 山 薰